

常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和3年6月22日（火） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1 番	宮 崎 雅 薫 君	2 番	長 沢 正 君
3 番	大 川 勝 弘 君	4 番	四 宮 和 彦 君
5 番	重 岡 秀 子 君	6 番	浅 田 良 弘 君
7 番	石 島 茂 雄 君		

○出席議員 10名

議 長	佐 山 正 君	副議長	中 島 弘 道 君
議 員	田久保 眞 紀 君	議 員	鈴 木 絢 子 君
”	杉 本 一 彦 君	”	佐 藤 龍 彦 君
”	仲 田 佳 正 君	”	青 木 敬 博 君
”	杉 本 憲 也 君	”	佐 藤 周 君

○説明のため出席した者 27名

市 長	小 野 達 也 君
副 市 長	中 村 一 人 君
企 画 部 長	杉 本 仁 君
同 企 画 課 長	菊 地 貴 臣 君
同企画課政策推進担当課長	池 谷 伸 弘 君
同 秘 書 課 長	小 川 真 弘 君
同 情 報 政 策 課 長	稲 葉 信 洋 君
理 事	渡 邊 宏 君
危機管理部長兼危機管理監	近 持 剛 史 君
同危機対策課長兼危機管理監代理	吉 崎 恭 之 君
総 務 部 長	浜 野 義 則 君
同庶務課長兼選挙管理委員会事務局長	小 川 直 克 君
同 財 政 課 長	木 村 光 男 君
同 課 税 課 長	萩 原 智 世 子 君
同 収 納 課 長	渡 辺 拓 哉 君
市 民 部 長	三 好 尚 美 君

同 市 民 課 長	大 川 雄 司 君
同 環 境 課 長	佐 藤 文 彦 君
同 保 険 年 金 課 長	肥 田 耕 次 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
観 光 経 済 部 長	西 川 豪 紀 君
建 設 部 長	石 井 裕 介 君
建 設 部 次 長	高 田 郁 雄 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 恵 美 子 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 正 治 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	岸 弘 美 君
監 査 委 員 事 務 局 長	富 岡 勝 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 士 一 成	局長補佐 森 田 洋 一
係 長 鈴 木 綾 子	

○会議に付した事件

- 1 市議第1号 伊東市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 2 市議第4号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 3 市議第8号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 4 市議第7号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第2号）所管部分

○会議の経過概要

○委員長（四宮和彦君）開会する。

○委員長（四宮和彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第1、市議第1号 伊東市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

- **5番**（重岡秀子君）参考書の28ページで伺いたい。改正の概要の個人市民税に関する改正の「均等割及び所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに関する」というところで、新旧対照表を見ると、扶養親族に「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ」というところがそれに関連して変わっている。国外居住親族の取扱いと、それが「控除対象扶養親族に限る」というところが関係してくると思うが、この辺、一応総務省の資料を見たが、今までは16歳未満という簡単なことであったが、30歳から70歳までの間の人、国外、国内ではなくて対象から外すという、年齢がちょっと緩やかになったといえれば緩やかになった。その中で、例えば30歳以上でも海外留学で送金があるとか、あるいは留学ビザがあるとか、かなり細かいことがあるが、その絡みでこの言葉になっているのか。「控除対象扶養親族に限る」という言葉を入れたことで問題をそこで集約しているというか、その辺のことをお聞きしたい。
- **課税課長**（萩原智世子君）昨年の税制改正において国外居住親族の改正が行われたものである。昨年度、こちらの条例については特に触るものがなかったのは、令和6年1月1日からの施行の部分であり、まだ余裕があったために今年度の改正に詳しいことが文字上表されたものであるが、今、委員がおっしゃられたとおりになるが、あくまでも国外にお住まいの方で、令和6年1月1日以降については、30歳以上70歳未満の方は原則として除く。ただし、留学している方、障害者控除の適用になる方、国内の者から38万円以上の送金を受けている方に限り控除対象扶養親族という形になる。そこを明確に切り分けるために言葉としても整理した。年齢16歳未満という者は、ご存じのとおり、現在は税の控除の対象ではないが、住民税の非課税の範囲などを算定する際の人数には算定されるので、その部分として16歳未満の者、税上の扶養控除になる者を明確に表したものとなる。
- **5番**（重岡秀子君）そうすると、現行は16歳以上の例えば中学を卒業して働いている人とか、それで一定の収入があれば扶養から抜けるという理解をするが、30歳未満70歳以上と年齢が上げられたのは何か理由があるのか。
- **課税課長**（萩原智世子君）こちらの規定は、あくまでも国外居住親族である。もともとの所得要件として48万円以下の者でなければ扶養に入ることはできないので、それについては変わらない。国外の者については、今まで、あくまでも国内の源泉所得として所得が幾らあるかという判定の下であったが、例えば海外で仕事をされていて多くの収入があったとしても、国内として税金がかからない方であれば、やろうと思えば、実は扶養に入れることができた。ただ、それではおかしいだろうということで、こちらの規定が定まったものとなる。
- **5番**（重岡秀子君）分かった。（ア）の件については、それが伊東市の住民税の均等割とか所得割に関わってくるということで、市税に関わることでの改定と理解した。

次の特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しであるが、特定公益増進法人等がちょっと分かりにくくて、ネットなんかで一例としては、私学で学校法人なんかがこの1つの対象になるのではないかということで、そんな例が出ていた。分かりにくいのは、寄附金控除というのはあるが、参考書29ページの34条の7で「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関するものに限る」ということで、出資に関する業務に充てられることが駄目ということは、会社の経営に関わるような寄附という理解でいいのか。何か分かりやすい例でもあったらお示しただけるとありがたい。

- 課税課長（萩原智世子君）今回の改正は、特定公益増進法人というのは、国や地方公共団体から運営費交付金や施設整備費補助金を得て事業運営しているものとなるが、国や地方の厳しい財政状況に鑑みて広く外部資金を導入し、経営に役立てることとしたものである。今まで出資できなかったが、それについて、出資を定款で定めることが可能となった。それと同時に、ただ出資を募った団体については寄附金控除の対象から全て外すというつくりになっていたが、そうすると、本来なぜ出資を可能としたのかがおかしくなってしまうので、本当に出資に充てるために寄附を募った者は寄附金控除の対象から外すが、今回、それ以外の運営費全般に充てるものであれば寄附金控除の対象としても構わないという形の改正になる。

特定公益増進法人の今回ここで想定されているのは、地方特別行政法人が出発点になったが、県立の産業技術センターや博物館、動物園、水族館などがある。もともとは、例えば県立美術館といったところは大阪だけであったと思うが、こういった形の特別行政法人に移行している。県立産業技術センターが中小企業の技術支援などを開発しているので、例えば介護支援ロボットの技術などを中小企業と一緒に開発して、それを広く売り出すに当たって、やはり資金が足りないというときには出資を募ることがあるかと思う。そこら辺について、そのもの自体はアウトであるが、それ以外の技術センターを支える寄附金があれば控除の対象にするというつくり立てになっているかと思う。

- 5番（重岡秀子君）かなり大きなものというか、法人を支える資金繰りみたいなものは駄目とすることで、身近な例であると、例えば伊東市なんかでも、最近、荻に障がい者の就労施設ができて、こういうのも寄附を募っていたりする。あれは全然経営に関わるものではなくて、例えば施設設備費なんかを援助してもらえないかと寄附の募集がされていたが、そういうのは全然問題がないということでいいか。

- 課税課長（萩原智世子君）社会福祉法人や多分公益社団法人、財団法人といった団体になるかと思うが、そちらの運営に関するものとしての寄附であれば対象になっていく。

- 5番（重岡秀子君）次の（ウ）、セルフメディケーション税制の延長であるが、このセルフメ

ディケーションというのは、市税の概要のほうにも医療費のところで医療費控除の特例ということで出ており、最近、お医者さんからもらった薬でなくても、薬屋さんで買った薬についても、例えば確定申告のときに医療費として算入できるということで、市税の概要の中には、特定一般用医薬品等の購入費から1万2,000円を差し引いた額で最高限度額8万8,000円とある。これを延長するという条例の改正であるが、手続を簡素化するとか、その辺については何かご説明あるか。

○課税課長（萩原智世子君）特に手続の改正はない。一般的な病院の医療費控除の部分とセルフメディケーション税制とは選択制になっているので、どちらかを使っていただく形なども変わらない。今回期限が伸びたのと、医薬品対象が多少見直されることになる内容になるかと思う。

○5番（重岡秀子君）分かった。令和3年12月31日までという期限つきであったが、これは伊東市で聞くことではないかもしれないが、こういう法令の期限つきというか、経済対策とか災害関係であると分かるが、もし分かったら教えていただきたいが、令和3年までとされていたものが令和9年まで延長されるということは、試みにそこまでやってみるということで期限があったのか。その辺お聞きしたい。

○課税課長（萩原智世子君）制度の詳しい仕組みについては存じ上げないが、税については特例がとてたくさんあるので、やってみた結果、やはり社会情勢などを踏まえて延長する、廃止するといったことがあるかと思う。こちらについても、やはり医療費を抑制するという観点もあり、延長されたので、こちらの様子ではさらに延長もあり得るかと思う。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第1号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第2、市議第4号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これも期限の延長だけで、内容的に変わるところはないと思うが、3月の議会で傷病手当について伺ったが、メモがないので再度お聞きする。国保の傷病手当というのはコロナの問題で初めてつくられたと思うが、この制度がつくられてから、伊東市でこの対象となって傷病手当を受けた方、3月以降、延長になったが、全員の人数と直近でもあったか、3月議会以降あったのか、今の交付状況を教えてほしい。

○保険年金課長（肥田耕次君）まず、3月の定例会時には、相談件数が7件、そのうち4件は濃厚接触者もしくは無症状者、もしくは事業主の方で、この4件は対象外ということ、3件は現在申請待ちであると回答した。4月に入り、その3件のうち1件の申請があり、4月30日に4万8,006円を傷病手当金として支給している。4月以降については、従来の新型コロナ感染状況も見て、今のところ相談件数ゼロ件である。

○5番（重岡秀子君）分かった。相談は7件あり、4件は対象外だが、残りの3件を伺いたい。申請されていない、申請待ちのような説明であったがそれでいいのかということと、申請しない理由、申請しにくいとか、その辺の状況が分かれば教えてほしい。

○保険年金課長（肥田耕次君）申請された1件は、パートで勤めており給料をもらっていた方で、2件のまだ申請されていない方は、いわゆる専従者給与ということで、お店の状態によって、実際専従者給与自体が払われていないという状態があって、もし払われているようだったら該当になるので検討してくださいということでお帰りになったのが2件である。

○5番（重岡秀子君）そうすると、傷病手当というのは雇用されている人が対象ということか。事業主は給料をもらっていませんので、対象にならないという理解でいいか。

○保険年金課長（肥田耕次君）国保に対する傷病手当金に関して、最初始まったとき、事業主に対してはどうするのかということがあったが、事業主に対しては、コロナの経済対策として各種いろいろ、国、県、市もやっているの、当座、国保の方だけはコロナで休んだときに給料がもらえない、経済的な補償が一つもなかったの、国保の被用者に対して今回この制度自体が始まったので、事業主には現在ない。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第4号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第3、市議第8号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（浅田良弘君）この改正は追加議案で出てきたけれども、改正内容は、個人番号カードの再交付手数料に関わる改正ということで、新旧対照表の4ページを見ると、第2条がまるまる削除されている。議場で詳しい説明を聞き逃したのだが、これを削除した理由は何か。

○市民課長（大川雄司君）今回の改正の削除の理由であるが、今回成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中の関係法律の一つに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法があり、そちらを一部改正することになった。内容としては、マイナンバーカードをつくっている地方公共団体情報システム機構が再発行の手数料を徴収できることとなる。それにより窓口で再発行手数料を頂くことに変更はないが、改正予定の9月1日からは、本市の手数料徴収条例によらず、地方公共団体情報システム機構からの委託により徴収すると変わるため、該当の条項箇所を削るものである。

○6番（浅田良弘君）理由は承知した。手数料はこれまで本市へ入っていたが、今度、機構へ移るといことで、手数料の金額そのものが変わるということか。

○市民課長（大川雄司君）再発行に係る手数料については、現在800円、9月1日以降も800円ということに変更はない。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第8号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第4、市議第7号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第2号）所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑では、まず歳出を各款ごとに、次に歳入の順で行う。

まず、歳出第2款総務費について質疑を行う。事項別明細書は、7ページ及び8ページになる。発言を許す。

○3番（大川勝弘君）まず、議場での説明では、Tシャツや消耗品関連ということであったが、もう一度、詳しい内容を説明いただきたい。

○政策推進担当課長（池谷伸弘君）この補正は、県の市町村振興協会の地域づくり推進事業の助成金を活用し、オリンピックの聖火リレーの出発式で、高校生の吹奏楽部や少年少女合唱団、またパートナーランナーなどの選手が着るTシャツの制作、もしくは公式ライブサイトの運営に係る市民ボランティアや学生ボランティアが着る同じようなTシャツの制作費のほかに、オリンピック・パラリンピックの期間を通して自転車競技体験を実施するなど、レガシーにつなげていくような委託料を新たに追加するものである。

○3番（大川勝弘君）今、ランナーTシャツとボランティアTシャツというのは理解できたが、多分、本定例会がオリンピック前最後の定例会になると思うが、全体的な方針として、伊豆半島で観客を入れるのかどうか、入れるに当たってボランティアがどうなっているのか、ボランティアが本当にそこに必要か、まだ分からないと思っている方が多いと思うが、伊東市における準備段階として、こういった国の方針があり、人員だとか何枚ぐらいのTシャツが必要なのかとか、そういった準備段階のものを教えてほしい。

○政策推進担当課長（池谷伸弘君）聖火リレーについては県の実行委員会と調整をしながら進めており、明日から、静岡県西部の方から開催されていくということで、公道での実施となっている。その中で、伊東市と静岡県との区分けで、ライブサイトも同じであるが、負担割合を含めて業務内容の区分けがある。それを一つの事業としてやっていて、例えば先ほどのTシャツについては市で負担していく、またライブサイトの競技体験についても市で負担していく、そのような県や市、大会組織委員会の役割の中で負担割合がある。

○企画部長（杉本 仁君）政策推進担当課長の答弁に少し補足する。今の状況は、私どもも十分承知している。しかし、オリンピック・パラリンピック競技大会そのものは組織委員会、また東京都でどうするかというのは決めている。昨日、観客は収容定員の50%以内で1万人を上限とすることが決定した。そういうことを受け、伊豆ベロドロームで行われる自転車競技大会をどうしていくのか、伊東からシャトルバスが出るのか、それもこれからの話になるので、現在は市民も含め、来場者の安心、安全を最大限確保することで準備を進めている。しかしなが

ら、今後の状況により、どうなるかというのは未知の部分も多くあるので、その点は理解いただきたい。

○6番（浅田良弘君）今、部長の答弁で理解したが、まずランナー用のTシャツというのは、報道等で見える聖火ランナーの方が着ているTシャツとまるきり同じなのか、それとも伊東市独自のものか。

○政策推進担当課長（池谷伸弘君）聖火ランナーが着ているのは、大会組織委員会が用意したTシャツである。先ほど説明したパートナーランナー等が着るものについては、市のオリジナルのTシャツとなる。

○6番（浅田良弘君）理解した。細かいことは先ほど部長から答弁いただいた。委託に関してはオリンピック・パラリンピックの支援事業委託料ということで、議場ではボッチャ体験等の説明があったが、それ以外の体験に対する委託はあるのか。

○政策推進担当課長（池谷伸弘君）ボッチャ体験については、パラリンピックのライブサイトのときに、3日間の予定をしている。オリンピックは自転車競技が近隣の伊豆ベロドローム、あとはマウンテンバイクの競技が開催されるので、その中継を委託事業として開催する予定である。オリンピックは、VRで自転車を体験する体験イベントがある。

○5番（重岡秀子君）聖火リレーに関しては、差し迫った6月25日ということで、観光建設委員会関係で通知があったので、多少分かるが、今、そのほかにも、ライブサイトという話が出されたが、伊東温泉競輪場で計画されていることについては、あまり具体的に情報がないが、今後出されるのか。今分かっている聖火リレー以外の取組について、概要を知りたい。

○政策推進担当課長（池谷伸弘君）ライブサイトについては、昨年の延期になる前までは松川藤の広場で開催する予定だったが、このコロナ禍で組織委員会と県と見直しをした中で、開放的な空間があり、コロナ禍でも通常開催を続けた伊東温泉競輪場、スペースがあるところに変更した。今現在、伊東温泉競輪場のライブサイトの感染予防を含めて、県の組織協議会と詰めており、具体的には、開場から撤収時まで出入りする全ての人を対象に検温をするとか、密を避けるために、控室、救護室などにもいろいろな設備をつける、あと、モニターもバンク内の開放的なところに設置するとか、そのようなものである。

ライブサイトのスケジュール感については、8月6日、7日がオリンピック、パラリンピックが8月31日、9月1日、9月4日の3日間を予定している。今後のコロナ感染状況によっては、もちろん開催の規模縮小や中止も含めた検討をしていく。市としては、7月の第1週から2週にかけて、開催の可否を含めて、最終的な判断をしていきたい。

○5番（重岡秀子君）まだ決定ではない、7月になったら決定するとのことである。私もオリンピックのことはあまり分からないが、これはライブサイトであるから、同時にやるということ

だと思うが、県でやっているということで、ほかの町でも同様なことが行われるのか、県内の状況を知りたい。あと、パブリックビューイングとは違うのか。それについては、いろいろな県が検討している。やめてしまったところもあるが、その辺のことを知りたい。

- 政策推進担当課長（池谷伸弘君）まず、組織委員会と県と各市が共同主催という形で、3者協定を結んで実施するものを公式ライブサイトという。県内の状況を見ると、本市、伊豆の国市、御殿場市、裾野市、静岡市、浜松市の6市である。今、その6か所は実施する予定で進めているが、近隣の神奈川県、東京都を含めて、中止の結論が出ているところもかなり出てきた。静岡県は、今、協議を進めている状況である。

そのほかにパブリックビューイングもある。パブリックビューイングは競技中継のみである。ライブサイトは、文化発信等、ステージイベントや、競技体験、あと、公式ライセンス、いわゆる公式スポンサーの商品販売が競技場内でできるという、販売がパッケージになっているものをいう。主催者についても違いがあり、ライブサイトは組織委員会と県と伊東市の共同主催、パブリックビューイングは各自治体、市や町が独自で計画して実施していくものである。

- 委員長（四宮和彦君）休憩する。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

- 委員長（四宮和彦君）休憩前に引き続き会議を開く。
- 5番（重岡秀子君）Tシャツだけではなくて、ボッチャ体験などのことも予算の中で説明されたので、それはいつやられるのかは関係あると思い、お聞きした。

それで、ボランティアのTシャツとのことであったが、179万円の内訳はTシャツだけなのか、内訳が分かったら教えてほしい。

- 政策推進担当課長（池谷伸弘君）Tシャツは、公式ライブサイトと聖火リレーを合わせた分で86万5,000円である。そして、競技体験委託料は、オリンピックは自転車競技レースのVRレース競技体験、パラリンピックはボッチャ競技体験で、合わせて92万5,000円という内訳である。

- 委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は9ページ及び10ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。歳入は全般について行う。事項別明細書は5ページ及び6ページになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）先ほどのオリンピック関係の財源について、市町村振興事業等助成金があるが、その辺の説明を願いたい。

○政策推進担当課長（池谷伸弘君）もともと市町村振興協会の補助金があるが、そのメニューの中に今年度初めてオリンピック・パラリンピック関係の住民参画でできるもの、一体的にできるもの、関連事業の枠が1つ増えた。1年限りであると思うが、それを採用した。

○5番（重岡秀子君）一般財源ではないという理解でよいか。

○政策推進担当課長（池谷伸弘君）一般財源ではない。

○6番（浅田良弘君）国庫補助金の地方創生推進交付金は、ワーケーション事業に対する交付金だと思うが、事業費3,500万円のうち、1,750万円である。ワーケーションについては、2021年度から各自治体で取り組み始めているという現実がある中で、ハードとソフトに分けながら、事業を推進していくとのことであるが、今回、伊東市の事業については、どういったことに力を入れていくつもりでいるのか。

○観光経済部長（西川豪紀君）ワーケーション推進事業の目的は、コロナ禍により、テレワーク推進が求められたなど、企業での働き方が見直されており、アフターコロナの取組としても、ワーケーションが今注目されている状況である。そのような状況を踏まえ、ワーケーション等の導入を検討している企業や個人がやりたいことと、本市の大きな魅力である温泉と自然景観、体験施設のメニューなどを結びつけて、旅行しながら、リモートワークで仕事もこなすワーケーションを契機として、新しい人の流れを創出する目的でワーケーション推進事業に取り組む。

事業の内容は、大きく3つの柱がある。ワーケーションの事業計画を策定するワンストップ窓口業務の委託、ターゲットを絞った中でPR動画を制作して、SNS広告を活用したプロモーションを行うデジタルマーケティングの実施、あと、ワーケーションのメニューや宿泊施設の紹介に加え、各宿泊施設の通信環境などの情報を取得できる、いわゆるポータルサイトを構築する3本の柱の事業の内訳となっている。

○6番（浅田良弘君）内容は分かった。これはソフトのほうを重視していると思うが、実際に推進に当たっては、どういった方々が参加してくるのか。

○観光経済部長（西川豪紀君）ワンストップ窓口の業務委託は伊豆高原観光オフィスを考えているので、各観光関連団体や、市の担当、民間業者等も入る。それから、ビッグローブと連携協

定という形で協力を推進しているところであるので、そのようなところの協力を得ながら、しっかりと進めていきたい。

○6番（浅田良弘君）先ほども言ったとおり、ワーケーション事業に関しては、各自治体が本当に丁寧な取組をしている。インターネットで検索しても、地域の特徴をしっかりと出していると思うので、ぜひともそこら辺は伊東市らしい推進事業にしていきたい。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第7号中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○委員長（四宮和彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和3年6月22日（火）午前10時45分（会議時間45分）

以上の記録を認める。

令和3年6月22日

委員長 四 宮 和 彦